

# 5

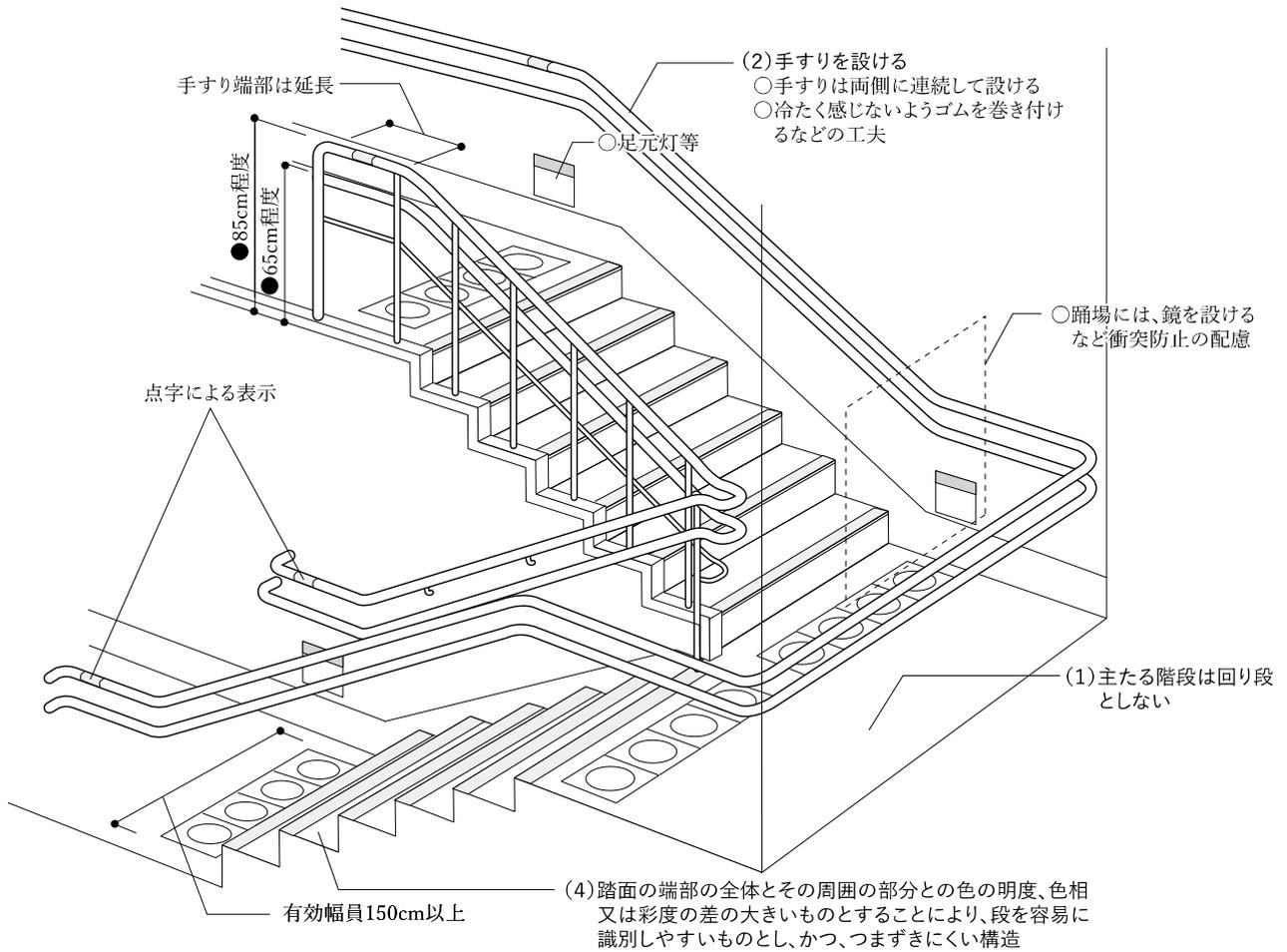
## 階段

### 整備の基本的な考え方

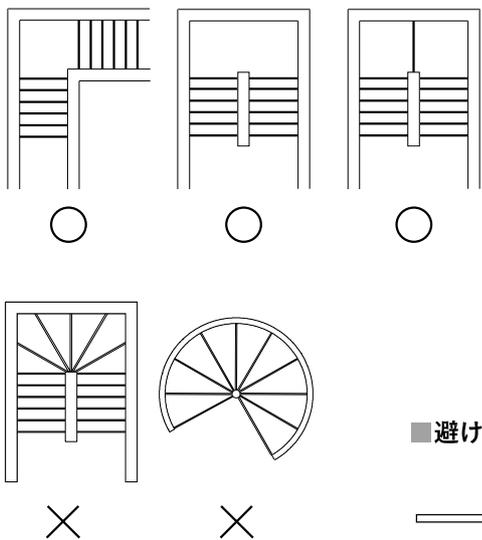
- 階段には手すりを両側に連続して設ける。
- 階段での転倒事故を防ぐためには段鼻は容易に見分けがつく構造とする。
- 階段手すりの始末端部には現在地若しくは行き先等を点字で表記する。

整備基準		解説	望ましい水準
段を設ける場合は、150cm以上で利用者が安全かつ円滑に利用できる有効幅員（当該有効幅員の算定に当たっては、手すりの幅は、10cmを限度として、ないものとみなす。）を確保し、次に定める構造とすること。			○踊場には、鏡を設けるなどにより、衝突防止の配慮をすること。
(1) 主たる階段の形状	主たる階段は、回り階段としないこと。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「主たる階段」とは、施設内の移動において主に利用される可能性の高いものをいう。</li> <li>●らせん階段や踊場部分に段を設けた階段とせず、安全な水平面が確保された直階段又は折れ階段とすること。</li> </ul>	○主たる階段以外の階段においても回り階段は設けないこと。
(2) 手すりの設置	手すりを設けること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●手すりは、肢体不自由者の右半身麻痺、左半身麻痺等の利用を考慮し、階段の両側に連続して設けることが基本であるが、構造上困難な場合には、片側に連続して設けること。</li> <li>●床仕上げ面から手すりの上端までの高さは、原則として、2段の場合は、上段85cm程度、下段65cm程度とし、1段の場合は、80cm程度とすること。</li> <li>●原則として、断面が円形（直径3～4cm程度）か楕円型とすること。</li> <li>●壁面に設置する場合は、壁と手すりのあきを5cm程度とすること。</li> <li>●手すりの端部は、壁面側又は下方に巻き込むなど端部が突出しない構造とすること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○両側に連続して設置すること。</li> <li>○手すりは、冷たく感じないようゴムを巻き付けるなど工夫をすること。</li> </ul>
(3) 表面の仕上げ	表面は、滑りにくい仕上げとすること。	●雨滴等による濡れた状態でも滑りにくい仕上げ、材料を選択すること。	
(4) 段の仕上げ及び構造	踏面の端部の全体とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差の大きいものとする事により、段を容易に識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造とすること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●滑り止めの色を踏面と対比させて、段鼻を明確にすること。</li> <li>●同一階段は、同一寸法とすること。</li> <li>●段鼻は、踏面及び蹴込板の面とそろえてつまずきにくい構造とすること。金属製のもののはつえ等が滑るので避けること。</li> <li>●蹴込板は、つえ等や足の落ち込みを防止するために必ず設けること。</li> <li>●側壁がない場合は、両側に2cm以上の立ち上がりを取り、つえ等や足の踏み外しを防止すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○蹴込みは2cm以下とすること。</li> <li>○蹴上げ16cm程度、踏面30cm以上とすること。</li> </ul>
(5) 照明設備	照明設備を設けること。	●高齢者や弱視者等の移動を円滑にするため、十分な明るさを確保するよう採光や照明に配慮すること。	○必要に応じて、足元灯等を設置すること。

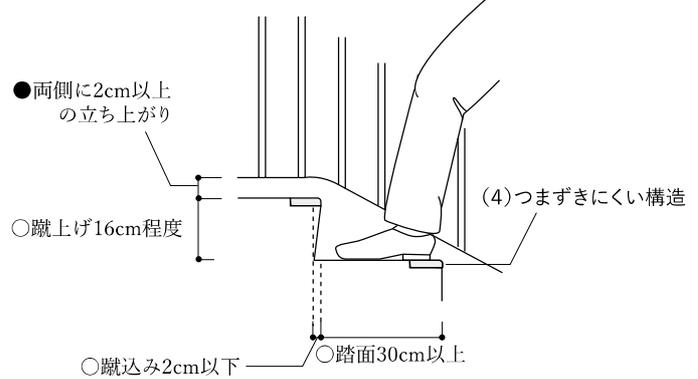
□階段の整備例



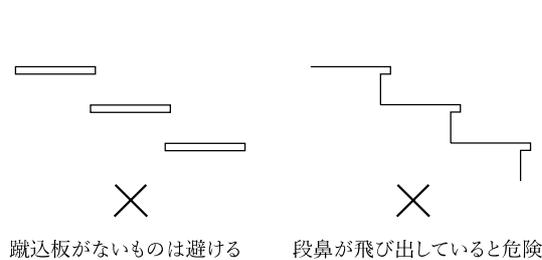
■階段の形状例(○と×)



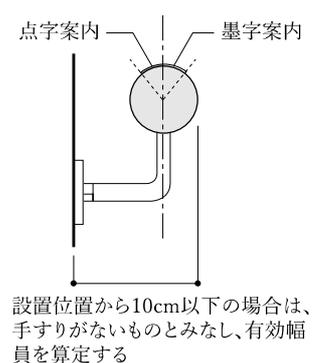
■階段の望ましい構造例



■避けるべき設計例



■手すりへの点字表記方法



# 6

## エスカレーター

### 整備の基本的な考え方

○だれもが円滑に利用できるようエスカレーターを整備する。

整備基準	解説	望ましい水準
1の(1)ただし書に規定する場合以外の場合にエスカレーターを設ける場合は、当該エスカレーターの行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を設けること。	●進入可能なエスカレーターの乗り口端部において、当該エスカレーターの行き先及び上下方向を知らせる音声案内装置を設置すること。	○乗り口に近い位置に音源を設置すること、又は乗り口端部にスピーカーが内蔵されたエスカレーターとすること。

# 7

## プラットホーム等

### 整備の基本的な考え方

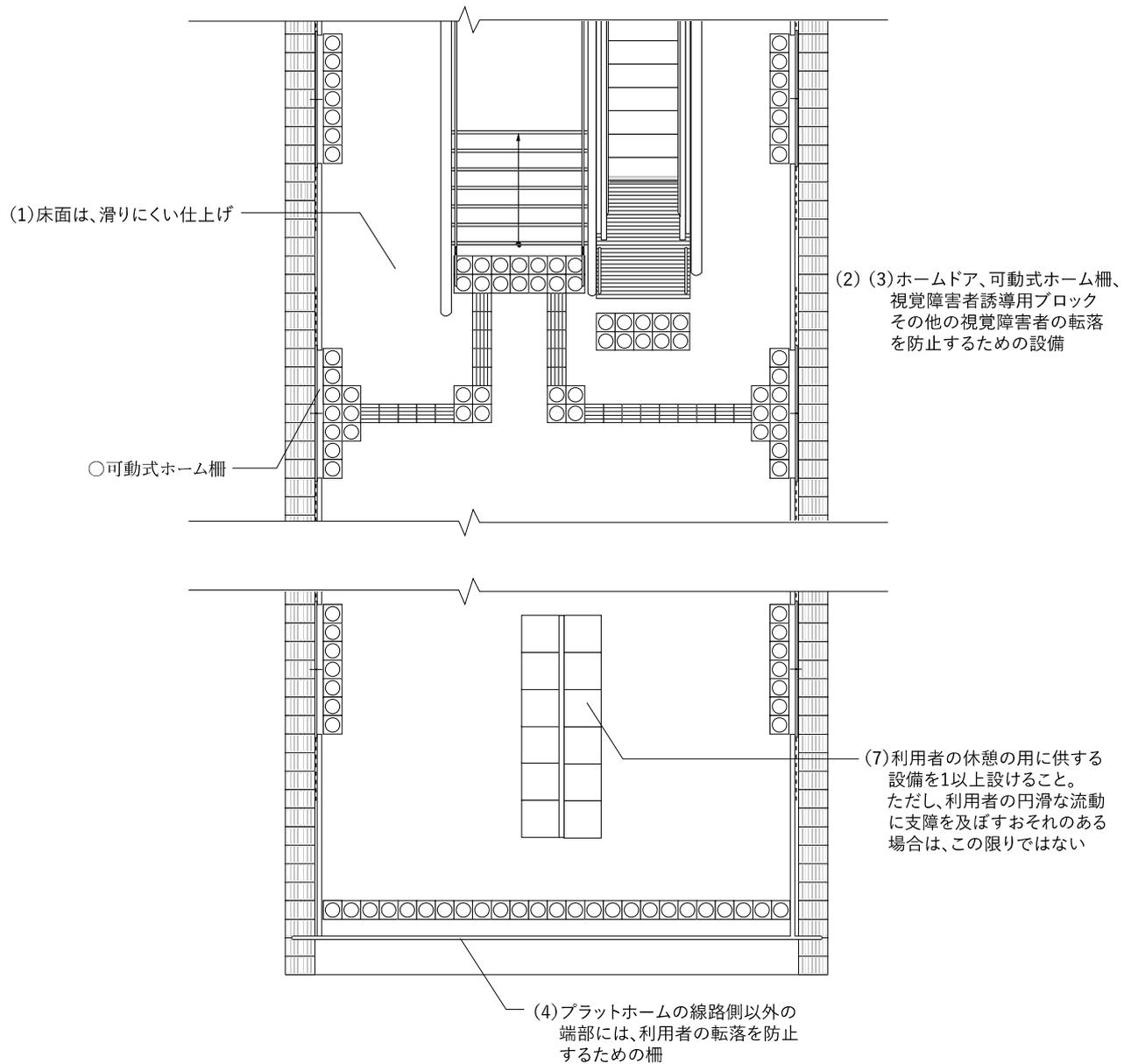
○だれもが円滑に乗降できるようプラットホーム等を整備する。

整備基準		解説	望ましい水準
プラットホーム等は、次に定める構造とすること。		●「プラットホーム等」とは、プラットホームその他の旅客の乗降場所をいう。	
(1) 床面の仕上げ	床面は、滑りにくい仕上げとすること。	●雨滴等による濡れた状態でも滑りにくい仕上げ、材料を選択すること。	
(2) 転落防止設備（線路側）の設置	発着する全ての鉄道車両の旅客用乗降口の位置が一定しており、鉄道車両を自動的に一定の位置に停止させることができるプラットホーム（鋼索鉄道に係るものを除く。）にあっては、ホームドア又は可動式ホーム柵（旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれがある場合にあっては、視覚障害者誘導用ブロックその他の視覚障害者の転落を防止するための設備）を設けること。	●「その他の視覚障害者の転落を防止するための設備」とは、スレッドライン、音声による転落防止装置等をいう。 ●ホームドア、可動式ホーム柵、視覚障害者誘導用ブロックを設置若しくは敷設する際には、乗降時の安全性の観点から以下の措置を図ること。 【ホームドア】 ●車両ドアとの間の閉じこめやはさみこみ防止措置を図ること。 ●ホームドアの開口部には点状ブロックを敷設すること。 【可動式ホーム柵】 ●車両ドアとの間の閉じこめやはさみこみ防止措置を図ること。 ●ホーム柵から身を乗り出した場合及びスキー板、釣り竿等長いものを立てかけた場合の接触防止対策等から適切な高さの柵とすること。 ●可動式ホーム柵の開口部には、点状ブロックを敷設すること。 【視覚障害者誘導用ブロック】 ●ホームの端部から80cm以上離れた場所に連続して敷設すること。 ●階段等から連続して敷設された誘導用の線状ブロックとホーム縁端部の点状ブロックとが交わる箇所（T字部）については、誘導用の線状ブロックと縁端部の点状ブロックとの間に点状ブロックを敷設すること。 ●内方線がホーム内側に位置すること。	○ホームドア、可動式ホーム柵を設置できない場合には、非常停止ボタン、転落検知マット、待避場所等の設備を設けることにより、転落時の安全を確保すること。  【ホームドア】 ○ドアの開閉を音声や音響で知らせること。  【可動式ホーム柵】 ○柵の開閉を音声や音響で知らせること。
(3) 転落防止設備（線路側）の設置	(2)のプラットホーム以外のプラットホームにあっては、ホームドア、可動式ホーム柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の視覚障害者の転落を防止するための設備を設けること。		
(4) 転落防止設備（線路側以外の端部）の設置	プラットホームの線路側以外の端部には、利用者の転落を防止するための柵を設けること。ただし、当該端部に階段が設置されている場合その他利用者が転落するおそれのない場合は、この限りでない。	●「利用者の転落を防止するための柵」の高さは、110cm以上とすること。 ●線路側以外のプラットホーム両側に、点状ブロックを敷設すること。	○線路側ホーム面において、列車が停車することがない等乗降に支障のない範囲については、柵を設置すること。

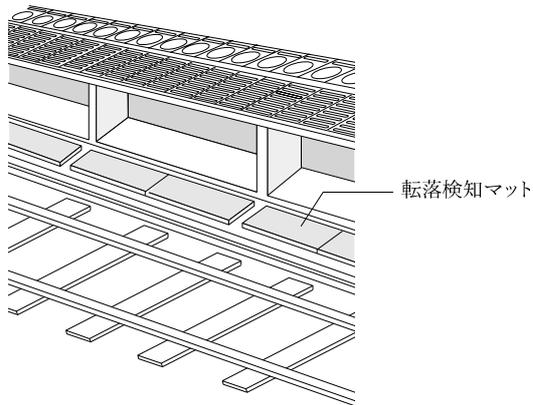
	整備基準	解 説	望ましい水準
(5) プラットホームの構造	高齢者、障害者等が公共車両等に円滑に乗降できる構造とすること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●プラットホーム等と公共車両等との間に、高齢者、障害者等の乗降の妨げとなる段差や隙間をできる限り小さくすること。</li> <li>●構造上の理由により隙間が大きい場合には、これを警告するための設備を設けること。</li> <li>●車椅子使用者の円滑な乗降に支障がある場合は、車椅子使用者の円滑な乗降のために十分な長さ、幅及び強度を有する設備を1以上備えること。</li> </ul>	
(6) 上屋	上屋を設けるよう努めること。		○鉄道駅のプラットホームには上屋を設けること。
(7) 休憩設備	利用者の休憩の用に供する設備を1以上設けること。ただし、利用者の円滑な移動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。	●旅客の移動を妨げないよう配慮しつつ、主な経路上にベンチ等の休憩設備を設けること。	○プラットホーム上に設置するベンチは、はね上げ式や折りたたみ式を避け、固定式とすること。
(8) 列車接近警告設備	列車の接近を文字等により警告するための設備及び音声により警告するための設備を設けること。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。	●光や文字による情報及び音声や音響による案内で、列車の接近、その列車の停止・通過、乗車可否、列車種別、行き先、次停車駅名を知らせること。	
(9) 照明設備	照明設備を設けること。	●プラットホームは両端部まで、高齢者や弱視者の移動等円滑化のため、採光や照明に配慮すること。	

## □プラットフォームの整備例

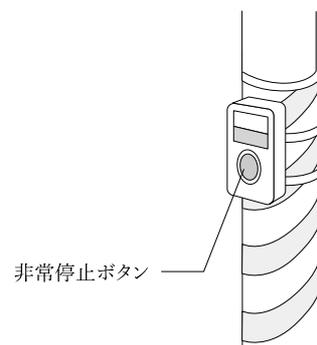
### ■ホームドア、可動式ホーム柵を設ける場合



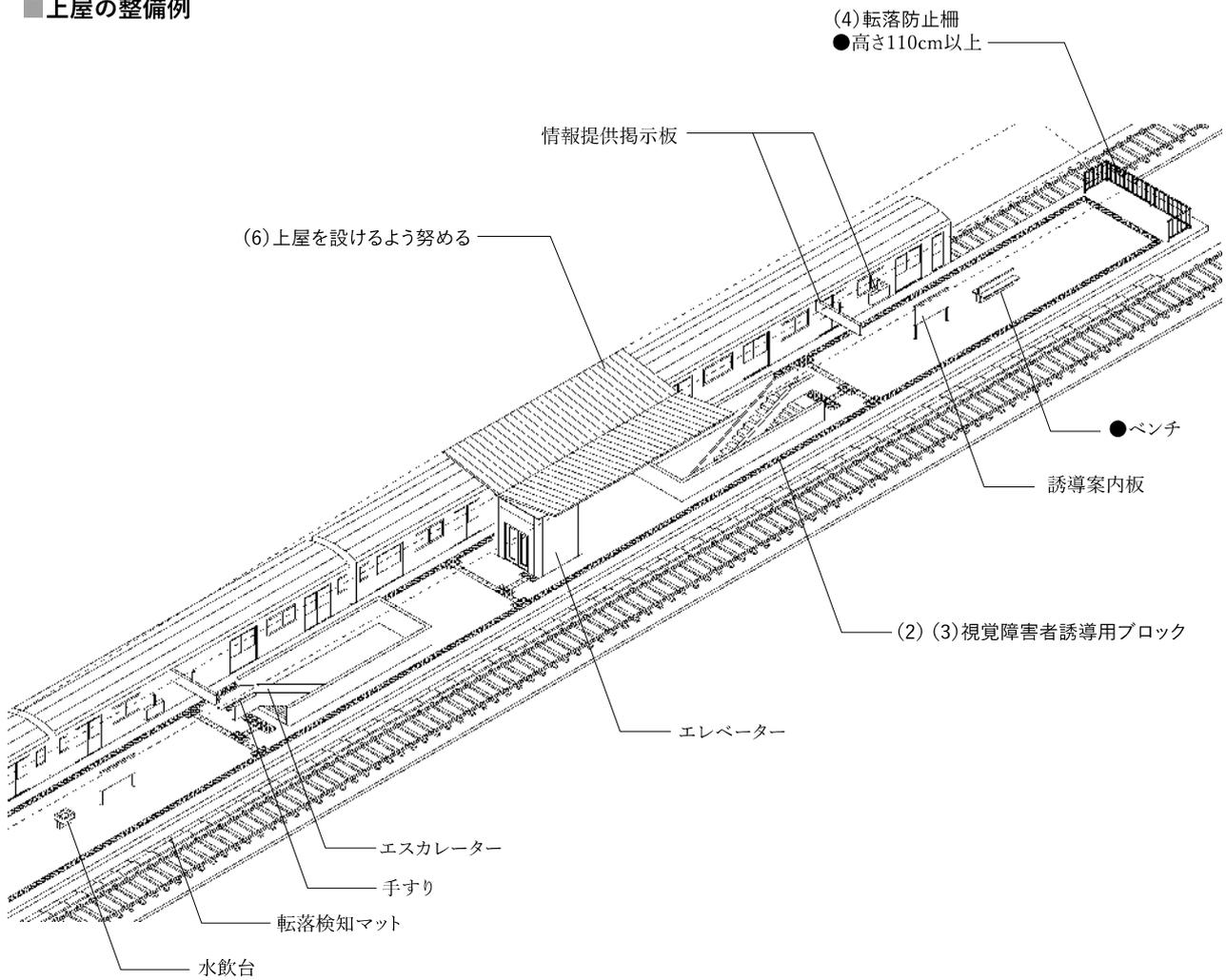
■ 転落防止設備例(転落検知マット)



■ 転落防止設備例(非常停止ボタン)



■ 上屋の整備例



# 8

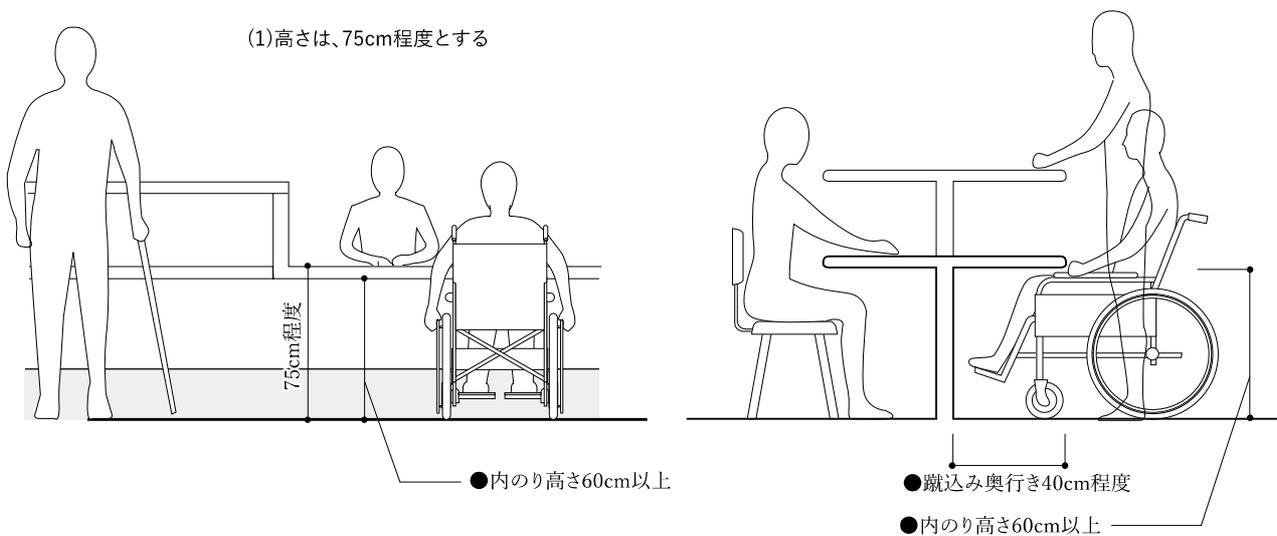
## カウンター及び記載台

### 整備の基本的な考え方

○カウンター及び記載台の利便施設についても、だれもが円滑に利用できるように整備を進める。

整備基準		解説	望ましい水準
1以上のカウンター及び記載台は、次に定める構造とすること。この場合においては、当該設備を保有している旨をその付近に表示すること。			○案内カウンター等においては、車椅子使用者との対話に配慮して、ついたてまでの奥行きは、30～40cmとすること。
(1) 高さ	高さは、75cm程度とすること。	●車椅子使用者が利用できるよう案内カウンター等の一部は、高さ75cm程度とすること。	
(2) 蹴込み	下部には、車椅子使用者が円滑に利用できる構造の蹴込みを設けること。	●蹴込みの一部は、内のり高さ60cm以上、奥行き40cm程度とすること。	
(3) 意思疎通設備	聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を備えること。	●筆談用のメモ用紙などを準備し、当該設備を保有している旨を表示し、聴覚障害者がコミュニケーションを図りたい場合において、この表示を指差しすることにより意思疎通が図れるように配慮すること。 ●筆談用具がある旨の表示については、駅員及び利用者から見やすく、かつ利用者から手の届く位置とすること。	○言葉（文字と話し言葉）による人とのコミュニケーションが困難な障害者等に配慮し、コミュニケーションボードを準備すること。

### □カウンター及び記載台の整備例



# 9

## 公衆電話機及び公衆電話台

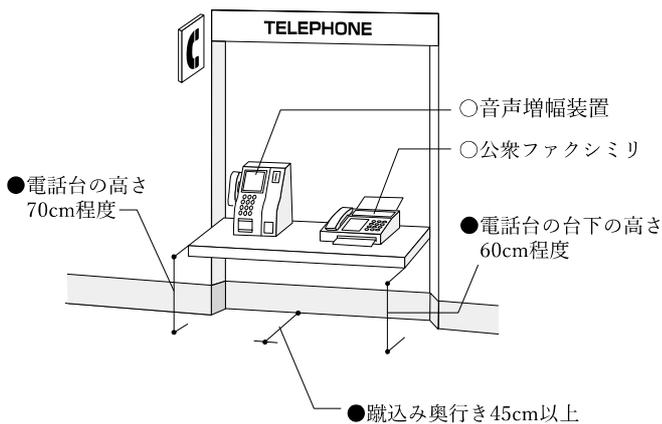
### 整備の基本的な考え方

○公衆電話機及び公衆電話台は、だれもが円滑に利用できるように整備を進める。

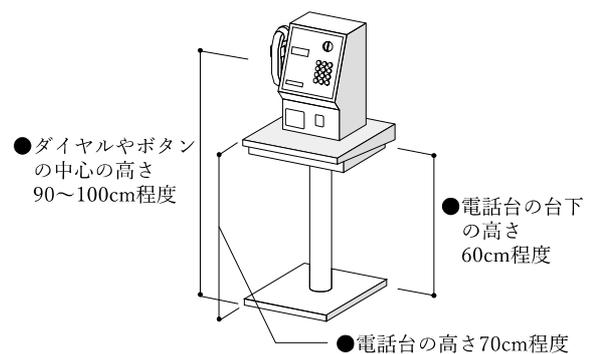
整備基準		解説	望ましい水準
公衆電話機及び公衆電話台を設ける場合は、次に定める構造の公衆電話機及び公衆電話台をそれぞれ1以上設けること。		●公衆電話機及び公衆電話台を設ける場合は、旅客の移動を妨げないよう配慮する必要がある。	○聴覚障害者が外部と連絡を取れるよう、自由に利用できる公衆FAXの設置や無線LAN、携帯電話などが利用できる環境を整えること。
(1) 公衆電話機	公衆電話機は、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造とすること。	●ダイヤルやボタンの中心の高さは、90～100cm程度とする。	○外国人の利用の多い旅客施設には、英語表示の可能な電話を設置すること。 ○音声増幅装置付き電話機を設置するよう努めること。この場合、分かりやすい位置にその旨を表示すること。
(2) 公衆電話台	公衆電話台の高さは、車椅子使用者が利用しやすい高さとし、かつ、下部には、車椅子使用者が円滑に利用できる構造の蹴込みを設けること。	●公衆電話台の高さは、70cm程度とし、台下の高さを60cm程度とすること。 ●蹴込みの奥行きは、45cm以上確保すること。	

### □公衆電話の整備例

#### ■固定式台の設置例



#### ■可動式台の設置例



# 10

## 案内標示

### 整備の基本的な考え方

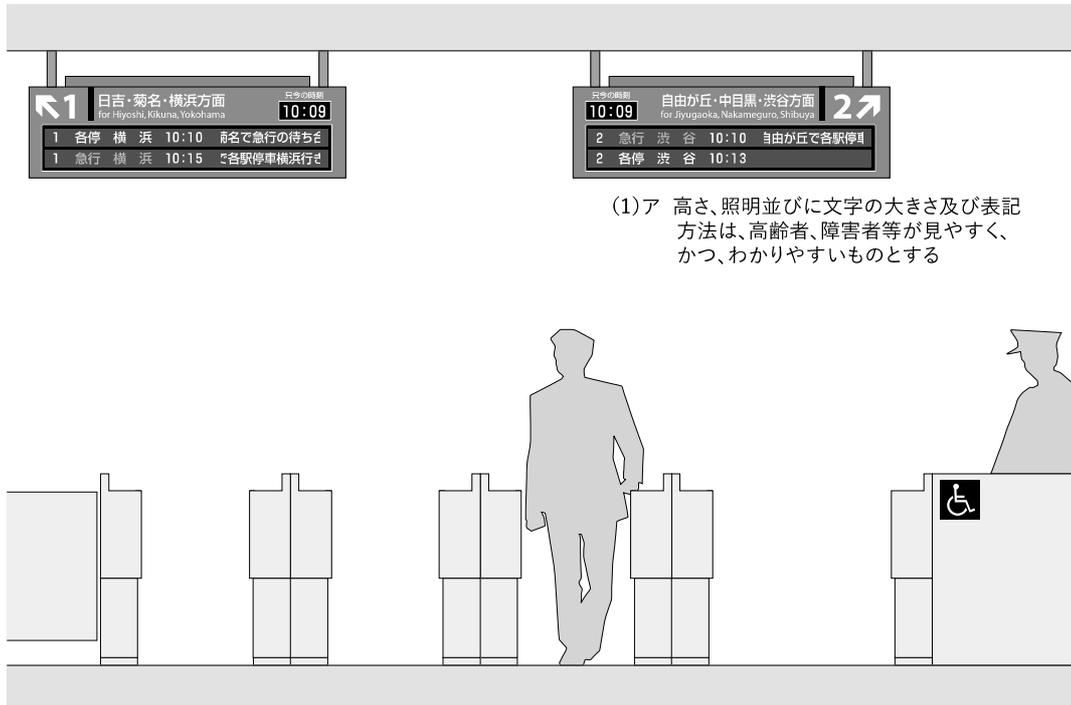
- 案内標示は、高齢者、障害者等が、公共交通機関の施設を円滑に利用できるよう配慮する。
- 案内・誘導標示については、設置場所・高さ・文字の大きさ・形状、わかりやすさなどに十分に配慮する。

整備基準		解説	望ましい水準
1の(2)に定める構造の傾斜路、1の(3)に定める構造のエレベーターその他の昇降機又は4に定める構造の便所を設ける場合は、案内標示(各施設の配置を表示した案内板等の案内設備及び各施設があることを示す標識をいう。)を次のように設け、かつ、公共車両等の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を備えること。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。		●平常時に表示する情報内容は、発車番線、発車時刻、車両種別、行先など、車両等の運行に関する情報とすること。	○車両等の運行の異常に関連して、遅れ状況、遅延理由、運転再開予定時刻、振替輸送状況など、利用者が次の行動を判断できるような情報を提供すること。
(1)案内設備は、次に定める構造とすること。ただし、各施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。		●公共用通路に直接通ずる出入口又は改札口の付近に、各施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けること。	
ア 案内表示の仕様	高さ、照明並びに文字の大きさ及び表記方法は、高齢者、障害者等が見やすく、かつ、分かりやすいものとする。		
イ 音、点字等による表示	音、点字その他の方法による表示を行うこと。		
ウ 標識の設置	標識を設けること。		
(2)標識は、各施設の付近であって、高齢者、障害者等が見やすい位置に設置し、表示すべき内容が分かりやすいものとする。			

## □案内標示の整備例

### ■可動式情報表示装置の表示例

ここでは、鉄道駅の改札口に設置する可動式情報表示装置の表示例を示している。



### ■案内設備の表示例

